

視覚障害者誘導用ブロック設置指針

昭和60年8月21日 都街発第23号、道企発第39号
建設省都市局街路課長・道路局企画課長通達

第1章 総 則

1-1 目 的

本指針は、視覚障害者誘導用ブロックの整備に関する一般的技術的指針を定め、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的とする。

1-2 適用の範囲

本指針は、道路法の道路に視覚障害者誘導用ブロックを整備する場合に適用する。

1-3 視覚障害者誘導用ブロックの定義

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障がい者が通常の歩行状態において、主に足の裏の触感覚でその存在及び大まかな形状を確認できるような突起を表面につけたブロックであり、道路及び沿道に関してある程度の情報を持って道路を歩行中の視覚障がい者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設である。

第2章 設置計画

2-1 種 類

視覚障害者誘導用ブロックの種類は、原則として次のとおりとする。

- (1) 線状ブロック 平行する線状の突起をその表面につけたブロックをいう。
- (2) 点状ブロック 点状の突起をその表面につけたブロックをいう。

2-2 設置対象道路

視覚障がい者の歩行が多い道路、公共交通機関の駅等と視覚障がい者の利用が多い施設とを結ぶ道路等には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設置するものとする。

2-3 設置方法

2-3-1 基本的な考え方

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障がい者の利便性の向上を図るために、視覚障がい者の歩行上必要な箇所に、現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置するものとする。

2-3-2 設置の原則

- (1) 視覚障害者誘導用ブロックは、歩道（自転車歩行者道、立体横断施設、横断歩道の途中にある中央分離帯等を含む。）上に設置するものとする。
- (2) 線状ブロックは、視覚障がい者に、主に誘導対象施設等の方向を案内する場合に用いるものとする。視覚障がい者の歩行方向は、誘導対象施設等の方向と線状突起の方向とを平行にすることによって示すものとする。
点状ブロックは、視覚障がい者に、主に注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いるものとする。
- (3) 障害物を回避させるための案内、複雑な誘導経路の案内及び公共交通機関の駅等と視覚障がい者の利用が多い施設とを結ぶ道路の案内を行う場合においては、必要に応じて継続的直線歩行の案内を行うものとする。
- (4) 視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が視覚障害者誘導用ブロックの設置箇所にはじめて踏み込む時の歩行方向に、原則として約60cmの幅で設置するものとする。また、継続的直線歩行の案内を行う場合の視覚障害者誘導用ブロックは、歩行方向の直角方向に原則として約30cmの幅で設置するものとする。
- (5) 一連で設置する線状ブロックと点状ブロックとはできるだけ接近させるものとする。
- (6) 視覚障害者誘導用ブロックは、原則として現場加工しないで正方形のまま設置するものとする。
- (7) 視覚障害者誘導用ブロックを一連で設置する場合は、原則として同寸法、同材質の視覚障害者誘導用ブロックを使用するものとする。

第3章 材 料

3-1 材 料

視覚障害者誘導用ブロックの材料としては十分な強度を有し、歩行性、耐久性、耐摩耗性に優れたものを用いるものとする。

3-2 色 彩

視覚障害者誘導用ブロックの平板の歩行表面及び突起の表面の色彩は、原則として黄色とする。

第4章 施 工

視覚障害者誘導用ブロックの施工は、設計図、仕様書等に定めるもののほか、次の各項に定めるところにより行うものとする。

➤ (1) 基礎

基礎は、視覚障害者誘導用ブロックの不陸や不等沈下が生じないように十分に突き固め、転圧を行うものとする。

(2) 視覚障害者誘導用ブロックのすえつけ

視覚障害者誘導用ブロックは、計画高に合わせてすえつけるものとする。また、接着目地としては舗装との整合性や接着性のよいものを用し、舗装と視覚障害者誘導用ブロック間及び各視覚障害者誘導用ブロック間の結合を図るものとする。

第5章 維持管理

5-1 点 検

点検は、下記の項目について実施することが望ましい。

(1) 視覚障害者誘導用ブロック

- ① 突起の固定、破損及びすり減り状況
- ② 平板の固定、破損、不陸及び不等沈下状況

(2) 視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路の路面

- ① 路面の不陸状況
- ② 路面の排水状況

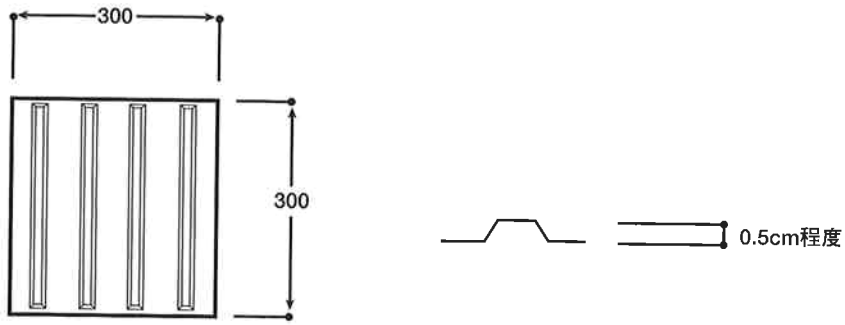
5-2 維持修繕

点検により視覚障害者誘導用ブロックの異常を認めた場合には、その補修を行うものとする。

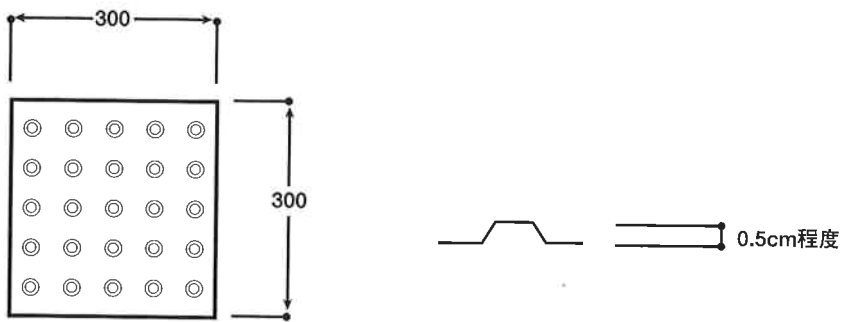
5-3 工事における事前調整

視覚障害者誘導用ブロックが設置されている道路において工事を行う場合で、歩行位置の変更又は歩行止めを行うときは、事前に関係者と調整を行うことが望ましい。

視覚障害者誘導用ブロックの形状例

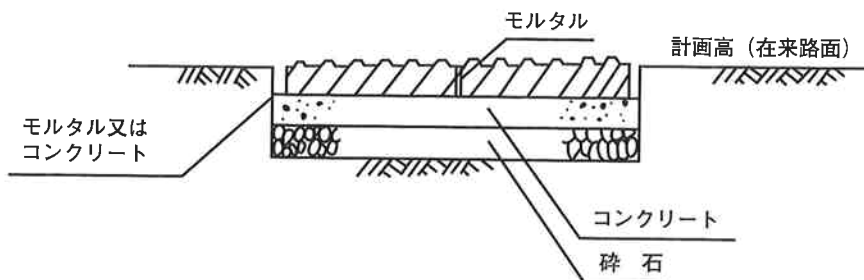


(a)線状ブロックの形状例



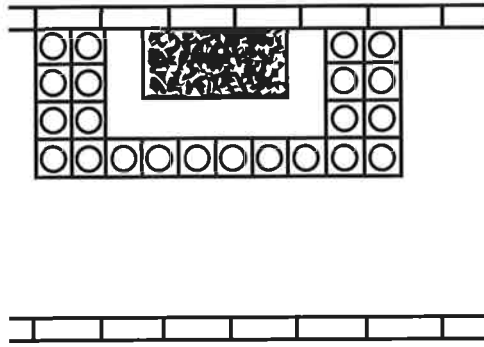
(b)点状ブロックの形状例

施工参考図

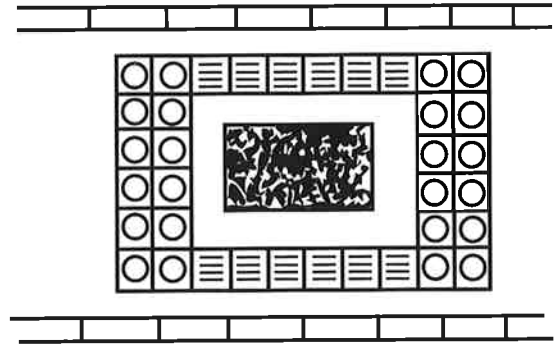


視覚障害者誘導用ブロックの設置方法の例

(1) 障害物の回避方法

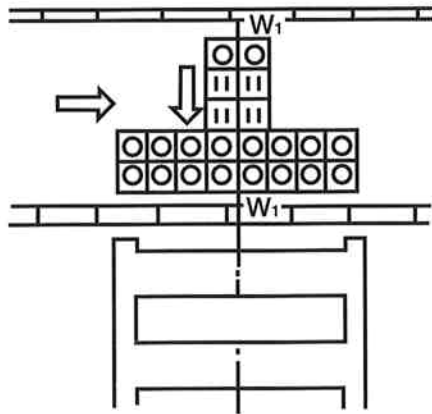


(a) 障害物を囲んだ例

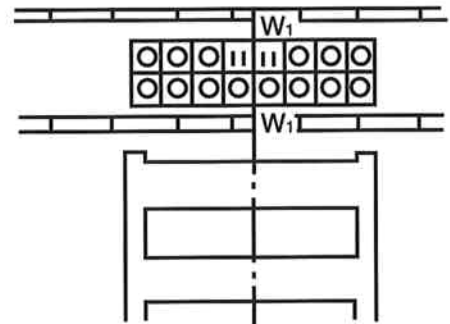


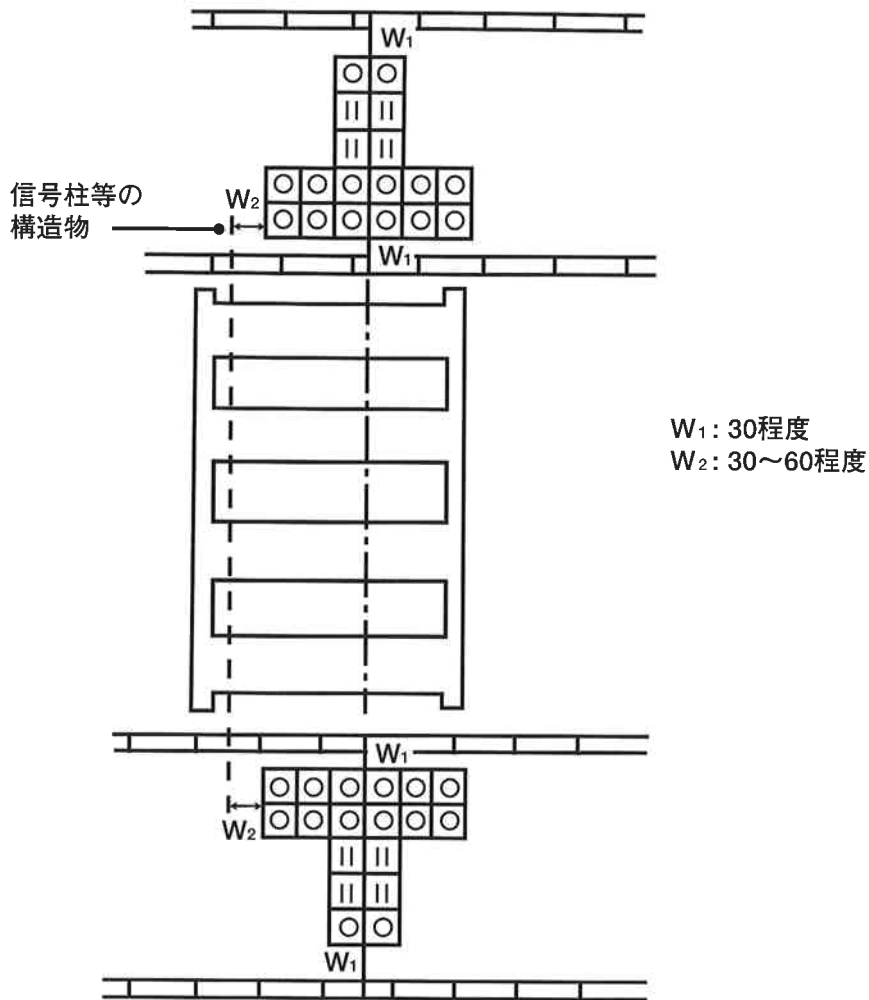
(b) 歩行経路を案内した例

(2) 横断歩道口の設置例

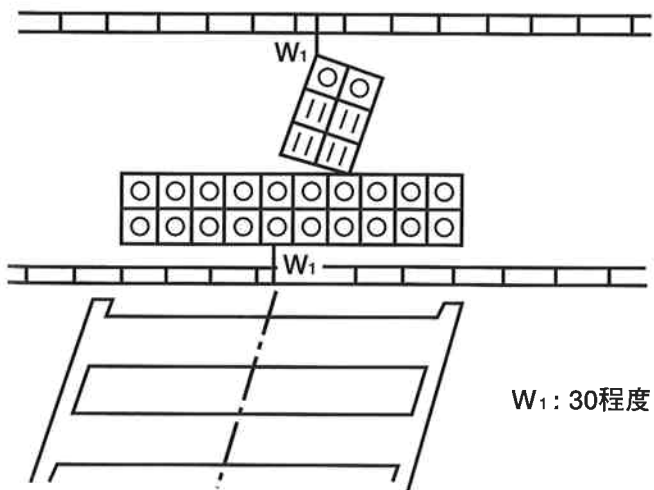


W_1 : 30程度

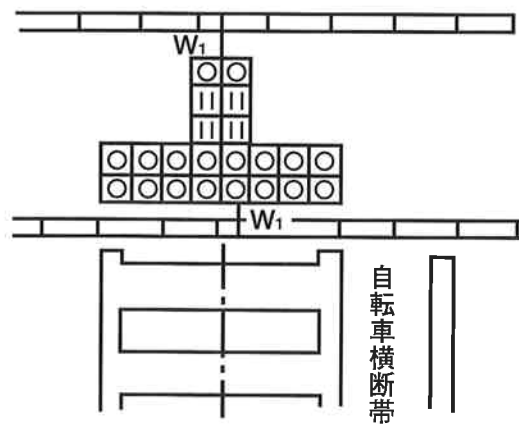




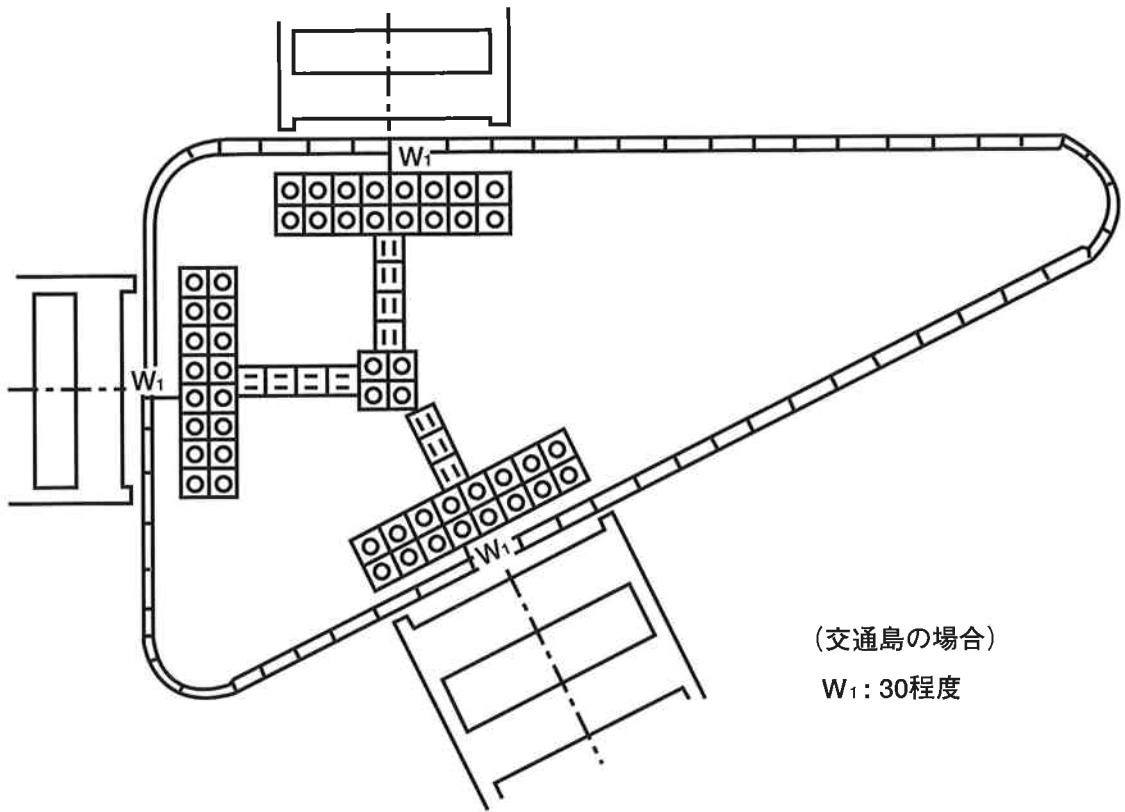
(信号柱等の構造物がある場合)



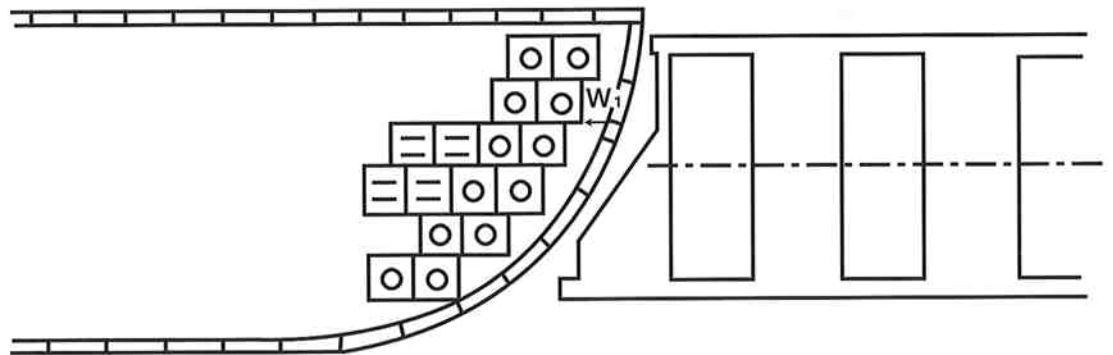
(横断歩道が斜めの場合)



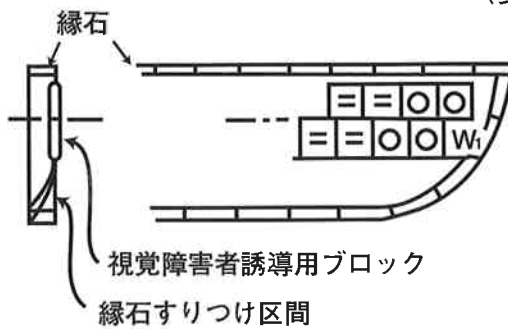
(自転車横断帯がある場合)



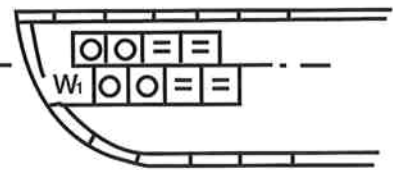
(3) 歩道巻込部の設置例



(歩道幅員が広い場合)



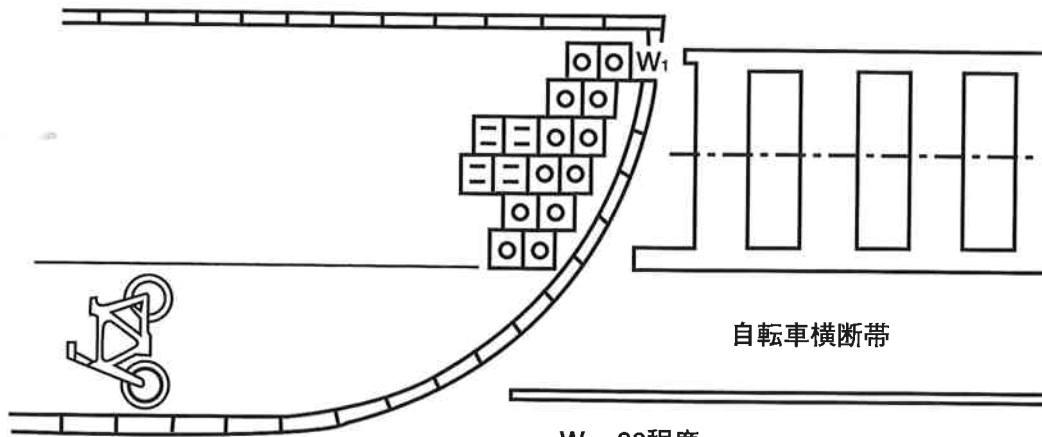
車道



W₁: 30程度

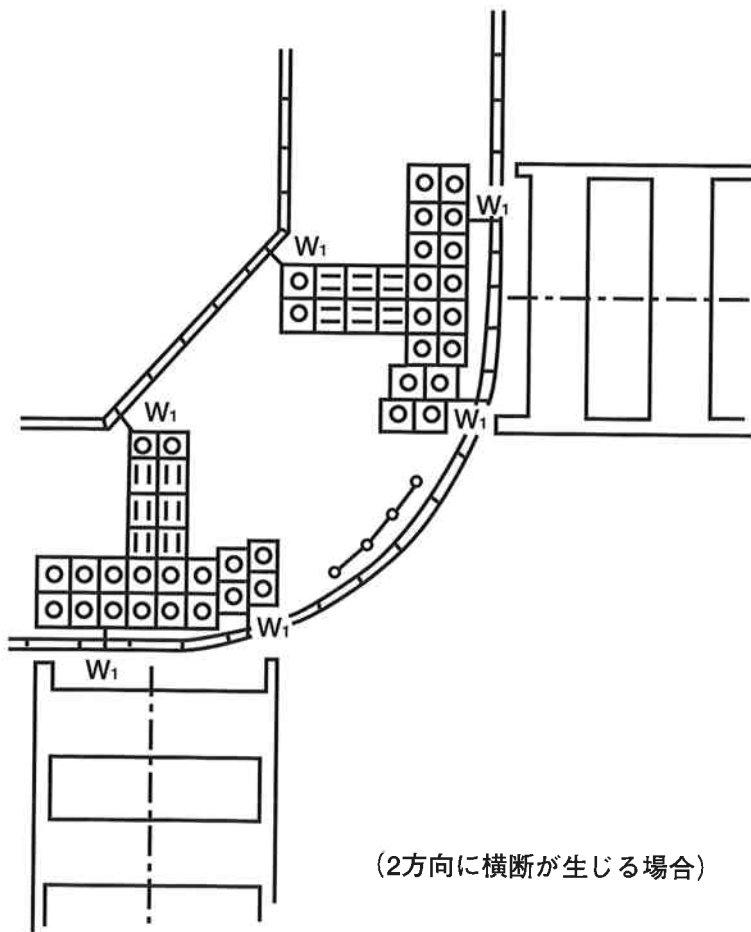
(歩道幅員が狭い場合)

[横断図]



W₁: 30程度

(歩道上、自転車の通行すべき部分が
指定されている場合)



(2方向に横断が生じる場合)

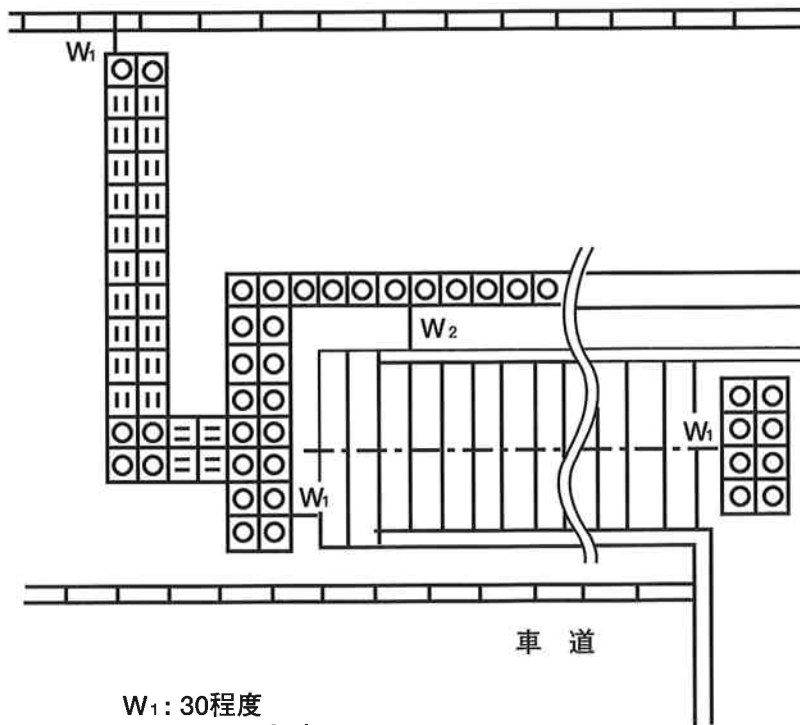
線状ブロックで、横断歩道上の歩行方向及び横断歩道の中心部を案内する



W₁: 30程度

(横断歩道上が近接している場合)

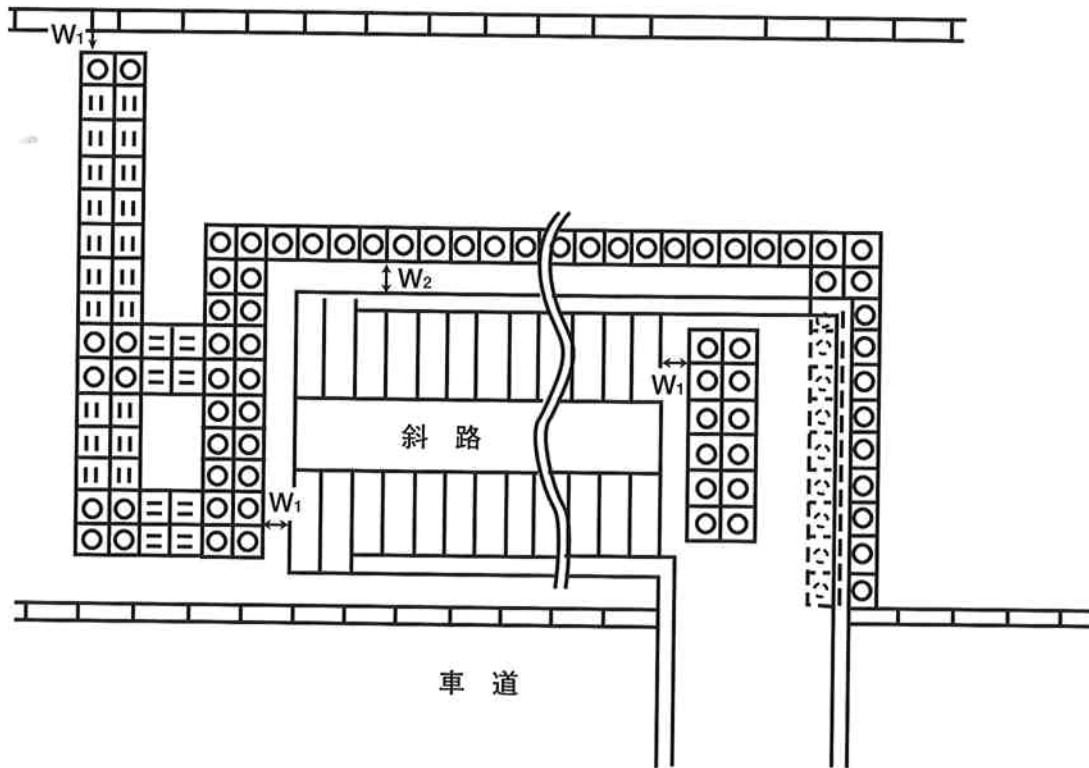
(4) 立体横断施設の昇降口



W₁: 30程度

W₂: 30~60程度

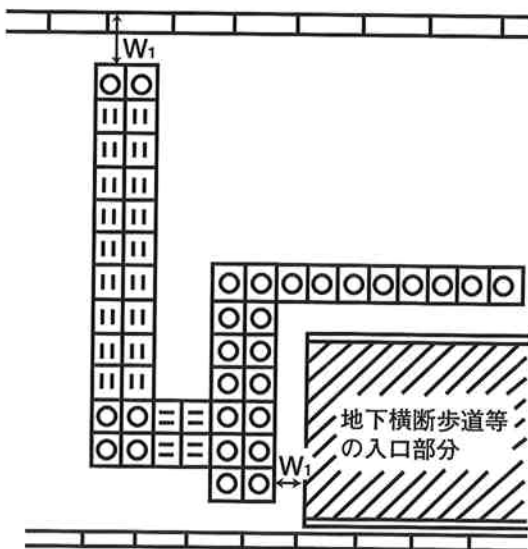
車道



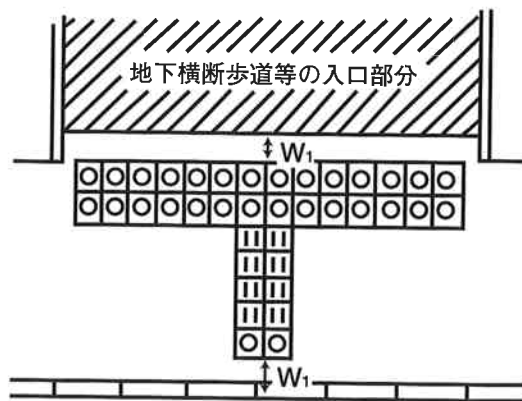
W_1 : 30程度

(斜路付階段のある横断歩道橋の例)

(5) 地下横断歩道等の昇降部の設置例

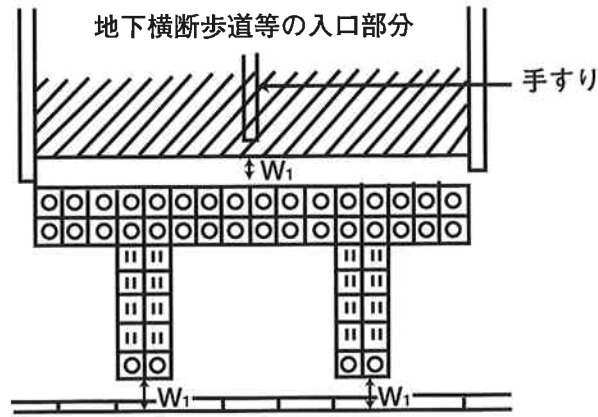


(地下横断歩道等の入口部分の方向が歩道上の歩行方向と一致している場合)



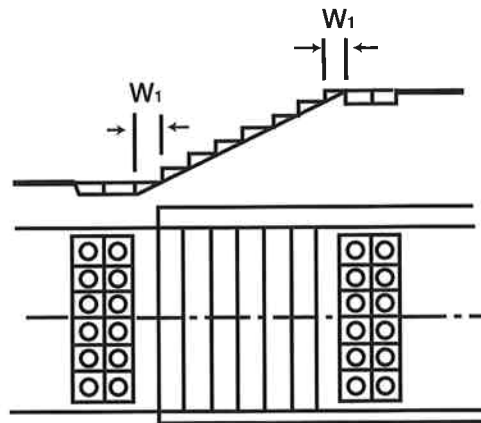
W_1 : 30程度

(地下横断歩道等の入口部分の方向が歩道上の歩行方向に対して直角である場合)



W_1 : 30程度

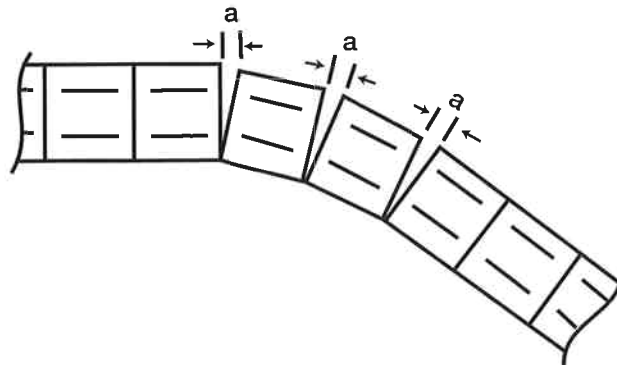
(地下横断歩道等の階段の中央ブロックに手すりがある場合)



W_1 : 30程度

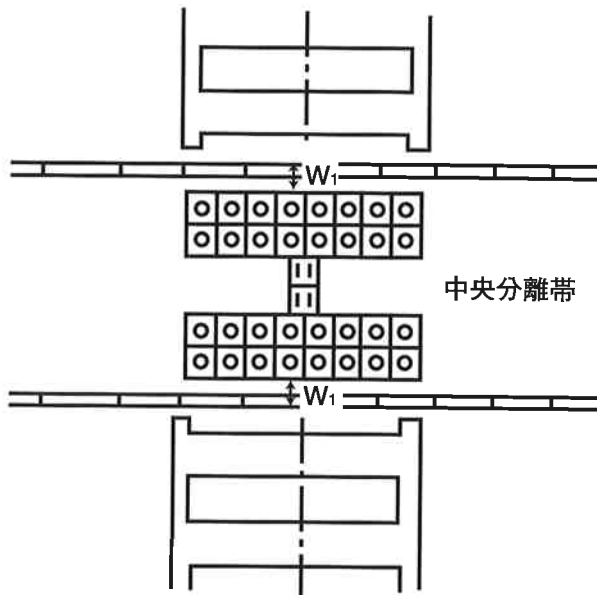
(階段の場合)

(6) 屈折地点の設置例

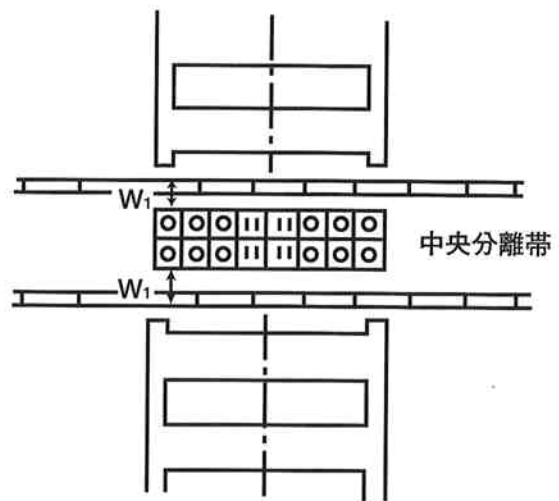


a : 10以下とすることが望ましい

(7) 中央分離帯の設置例

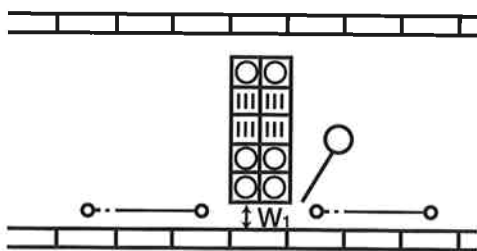


W_1 : 30程度
(広い中央分離帯の場合)

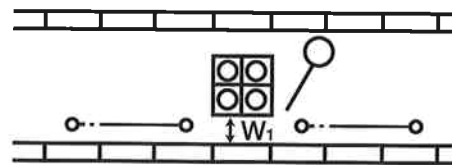


W_1 : 30程度
(狭い中央分離帯の場合)

(8) バス停留所の設置例



W_1 : 30程度
(歩道幅員が広い場合)



W_1 : 30程度
(歩道幅員が狭い場合)

視覚障害者用信号装置に関する 基本的な考え方について（警察庁）

1 視覚障害者用信号装置は、燈火により表示されている信号の内容を視覚障がい歩行者に知らせる装置で、交通信号機の附加装置とみなす。

これに対しては、とくに法的意味づけは与えないものとする。

2 視覚障害者用信号装置は、音響により燈色を知らせる機能（以下音響機能という。）を備えていなければならない。

3 設置場所の基準は、次のとおりとする。

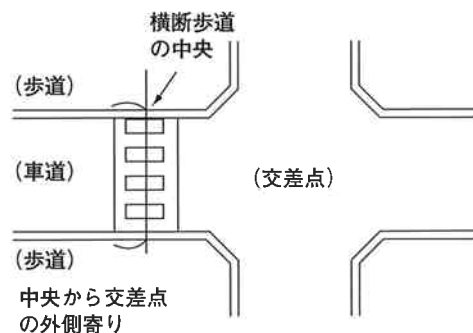
(1) 付近に盲学校等の視覚障がい者施設があり、視覚障がい者の横断需要がある場所

(2) その他、自動車交通量が多い場所等、または視覚障がい者の横断に援助するものが得がたい場所で、とくに必要と認められる場所

4 音源の位置の基準は、次のとおりとする。

(1) 音源は、横断歩道の両端（踏み込み口）に設置する。

(2) 音源は、横断歩道の幅員内で、なるべくその中央から交差点の外側寄りとする。



(3) 音源の高さは、地上2.5メートルを標準とする。ただし、歩行者の妨害にならないような方法で設けることができる場合は、地上1メートル程度の位置に設置することができるものとする。

(4) 横断歩道の両端の音源を結ぶ線は、なるべく横断歩道と平行になるようにするものとする。

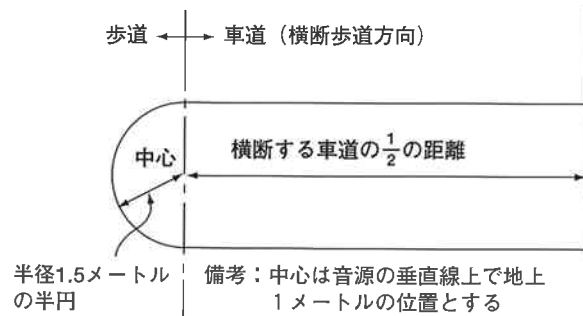
5 音響の機能等に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 本装置に使用する音響は、電子音響による鳥の鳴き声（擬音）の断続音又はオルゴール式メロディとし、都道府県警察ごとにそのいずれかの形式に統一するものとする。

(2) 鳥の鳴き声の断続音の種類は「ピョピョ」及び「カッコー」の種類とし、その音色、断続、周期等細部事項は別途仕様書を作成して定める。

オルゴール式メロディの種類は「通りゃんせ」及び「故郷の空」の2曲とする。

- (3) 音響の強さは、正常な聴力を有する者が、図に示す範囲で聴取できるもので、なるべく拡散性の小さいものとする。



- (4) 音響は、歩行者青の時間帯のみに発するものとする。ただし、押ボタン式については、押ボタン動作確認のための単純音（ブザーによるきわめて小さく短い音）を附加することができるものとする。

6 その他

- (1) 以上のほか、附加的な機能（発する音響の内容に関するものを除く。）を加えて、より便利にすることは差支えないものとする。(例 振動式の併設、自動音量調整装置の附加)
- (2) 無線装置等の附加音源の近くには、視覚障がい者用歩行誘導施設（点字ブロック等）を併設するよう配慮するものとする。
- (3) 周囲の環境条件から、音響を発することが迷惑となる場合は、タイムスイッチを使用してその動作時間を限定することはさしつかえないものとする。(音響不動時に機能を発するボタン式が考えられる)
- (4) 交差点において、異なる方向の横断歩道のすべてについて視覚障害者用信号装置をつけるか、又は一つの横断歩道についてのみつけるかは、現場の状況を判断して行うものとする。
- (5) スクランブル交差点において本装置を設置する場合は、斜め横断用には設けないものとする。
- (6) 本装置を附加した信号機については、その車両用信号灯器の適当な場所に「盲人用信号」なる表示をするものとする。表示板の大きさ及び取付方法については、地点名標識（案内標識「主要地点」）の場合に準ずる。
- (7) 本装置を附加する場合には、視覚障がい者が安全に横断できるよう歩行者青時間の点検調整を行うものとする。

基本寸法等

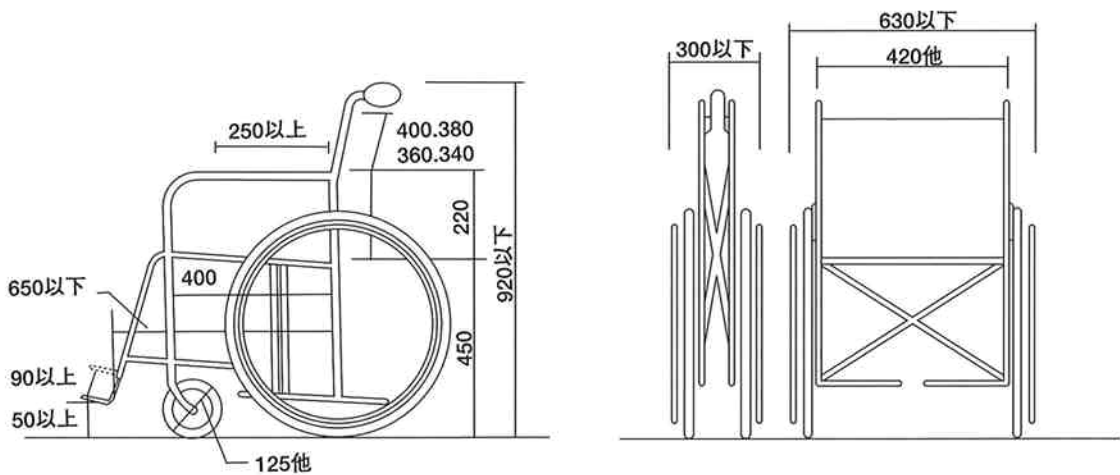
1 車いすの寸法

(1) 手動車いすの寸法 JIS T 9201 (車いす)

車いすの形状・寸法はJIS規格（日本工業規格）により定められている。形式は手動の大型、中型、小型の3タイプがある。この他に、スポーツ型、和室用や電動車いす等がある。また、屋外では電動三輪車の利用も多くなっている。

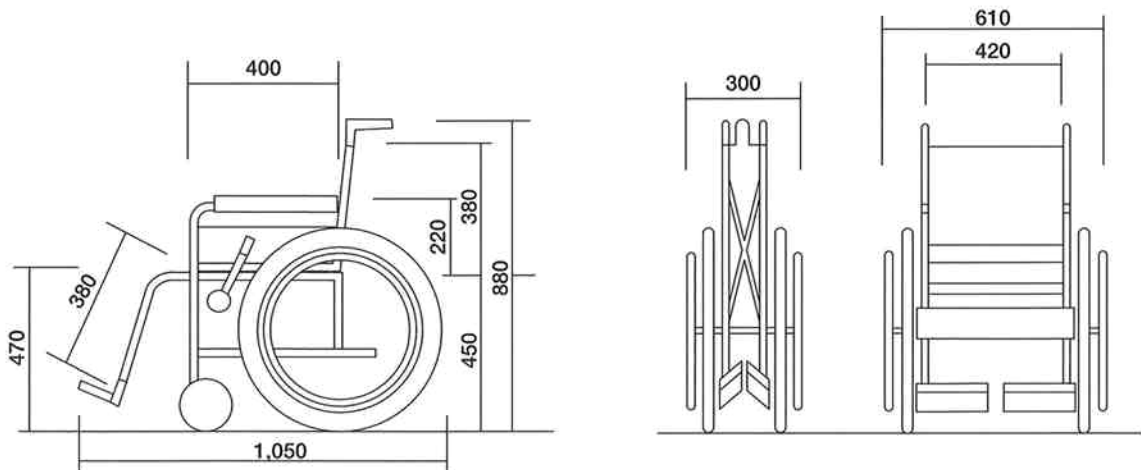
① J I S 規格 (大型)

(単位：mm)



② 最新型の例

(単位：mm)



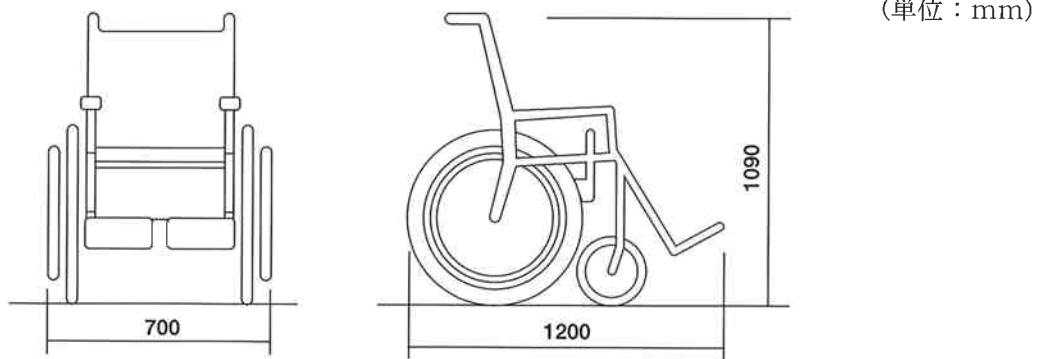
(2) 電動車いすの寸法 JIS T 9203 (電動車いす)

電動車いすの寸法はJIS規格により定められている。

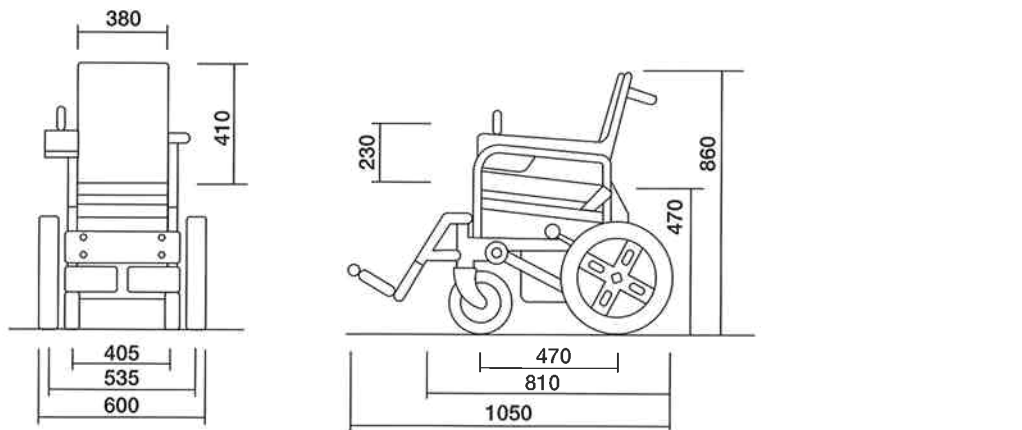
その性能は、登板力 10° (17.6%) 以上、段差の乗り越えは、4.0cm以上 (屋外用) が可能である。

一充電連続走行時間は、平坦路4~5時間位 (軽量型) のものが多い。

① J I S 規格 (最大値)



② 最新型の例



(3) 手動及び電動車いすの寸法 ISO7193,7176/5 (車いす)

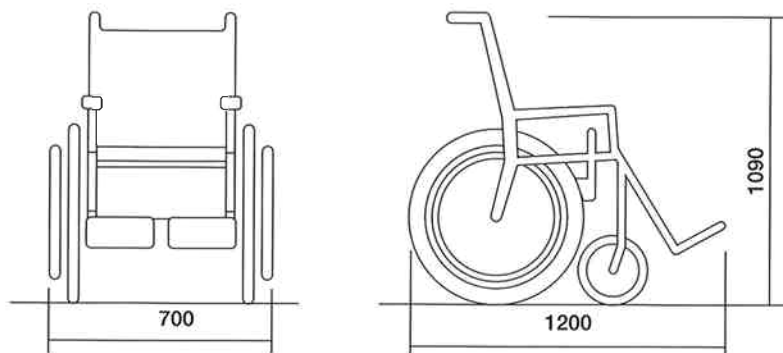
車いすの形状・寸法ISO (国際標準化機構: International Organization for Standardization) においても基準が定められている。

車いすの寸法の場合、次の最大値を超えない限り国際基準に適合しているものとみなされる。

全長: 1200

全幅: 700

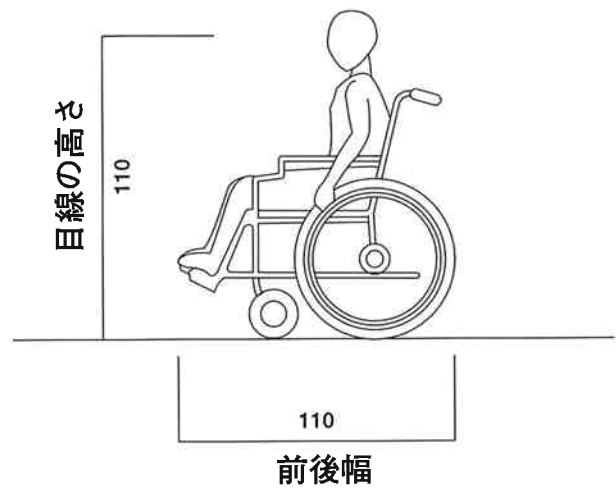
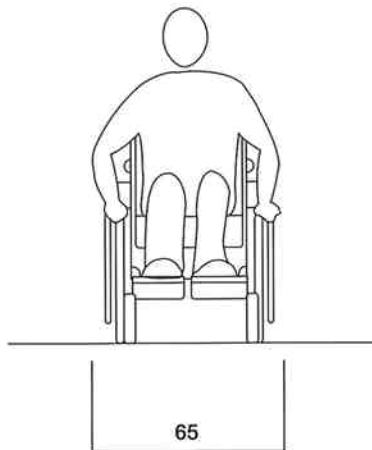
全高: 1090



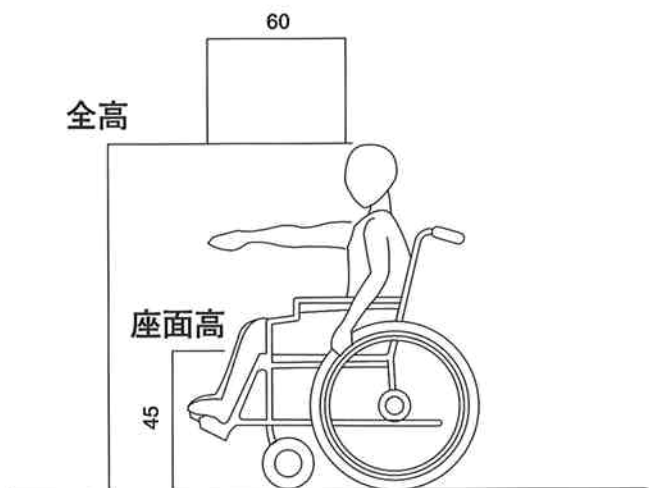
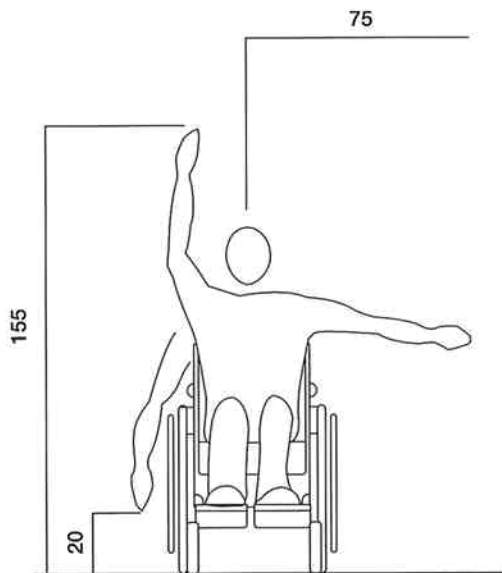
(4) 人間工学的寸法

車いす使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。

①人間工学的寸法



②手の届く範囲

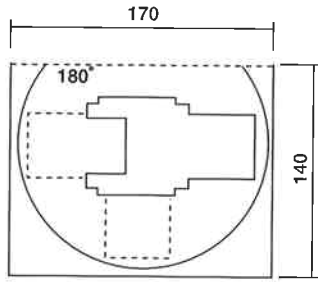


2 車いす使用者の基本動作寸法

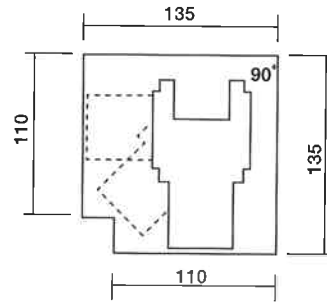
車いす使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

①手動車いすの最小動作空間

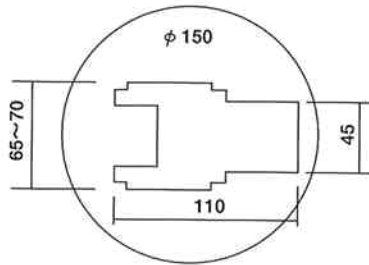
180度回転（車軸中央を中心）



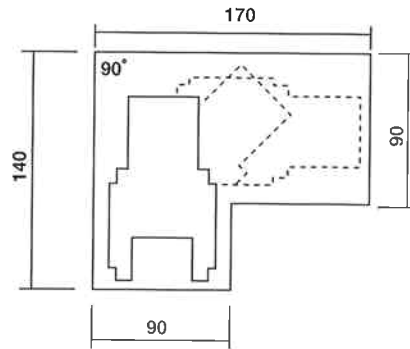
90度回転（車軸中央を中心）



最小の回転円

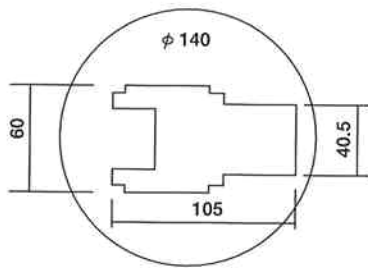


直角路野の通過

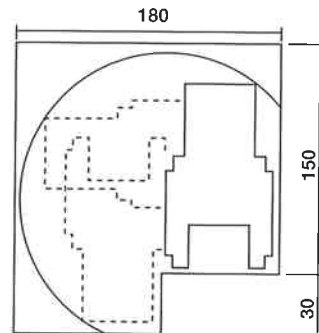


②電動車いすの最小動作空間

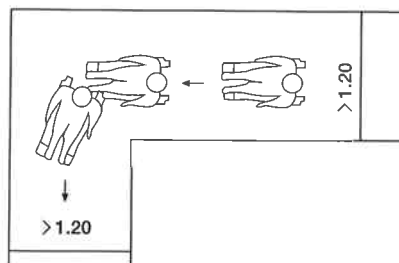
360度回転（車軸中央を中心）



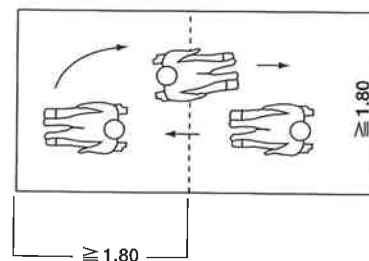
180度回転（車軸中央を中心）



直角路野の通過



方向転換



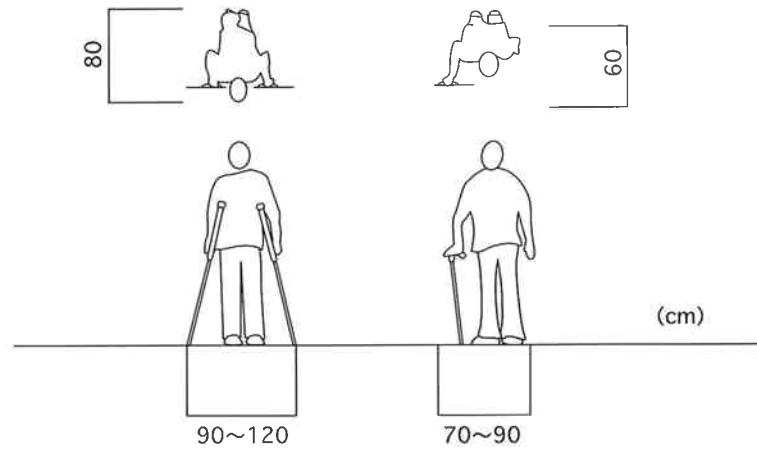
3 杖使用者の基本動作寸法

(1) 人間工学的寸法

杖使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。

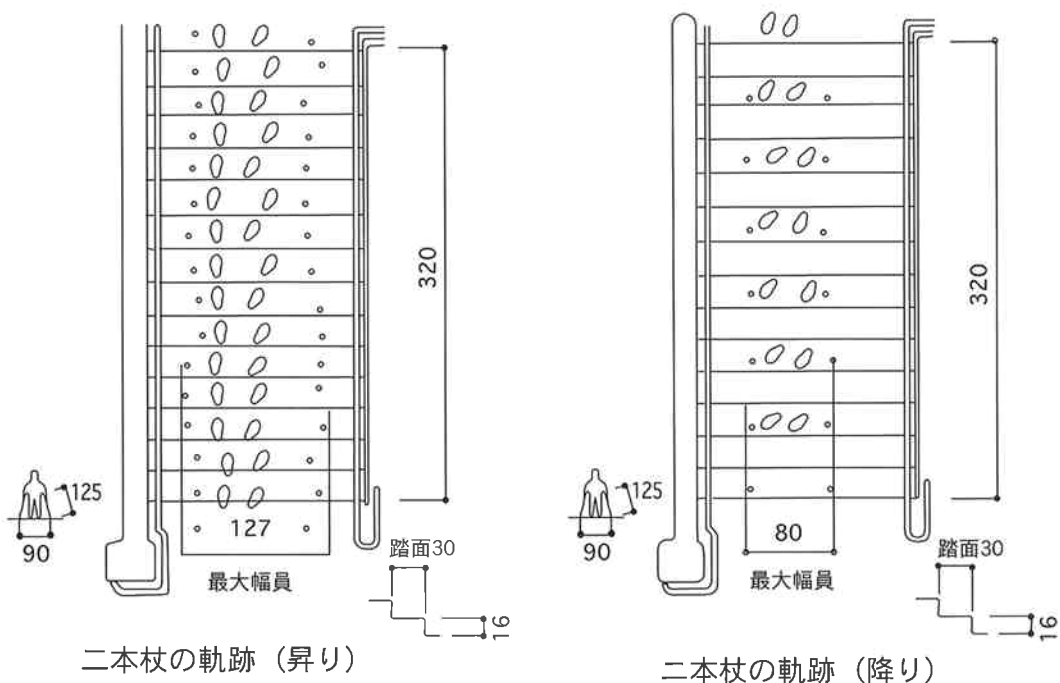
- ・松葉杖使用者の歩行時の幅は、90cmから120cm程度。
- ・杖を片手で使用した際の歩行時の幅は、70cmから90cm程度。
- ・低いところに手が届かない。（しゃがむことができない）

人間工学的寸法



(2) 計画上必要な動作空間

杖使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。



ハンディキャップのある人の行動特性と 設計にあたっての基本的考え方

身体の障害になっている部分を物理的に補う事により健常者と変らない行動ができると考えられる場合が多い。

- 1 肢体不自由者
 - (1) 車いす使用者

設計の考え方

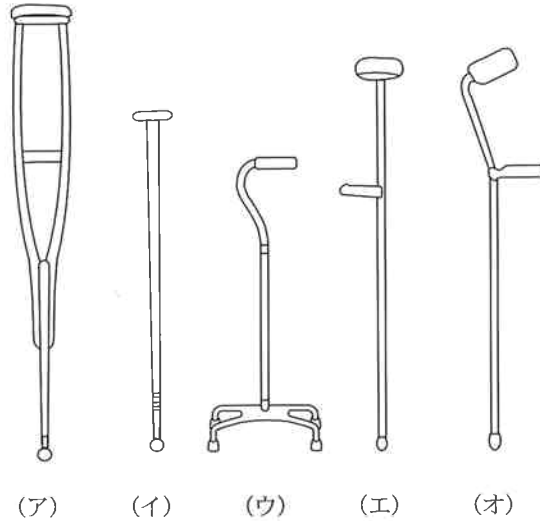
基本的な不自由	設計の考え方
平地での移動はよいが、段差や凹状のすき間のあるところ、急な斜面の移動、また、電動車いすの場合凸部も乗り越えが困難である。	出入口や室内の段差、スロープの勾配、エレベーターのかごと床のすき間。 ドアのレール、サッシの凸部、コート等の出っ張り
悪い路面（砂利・ぬかるみ）や床面では通行が困難である。	出入口までのアプローチ、駐車場、床面のしあげ
幅の狭いところは通れないし、回転も困難である。	出入口・通路の幅、トイレ・洗面所内等のスペース。通路壁面の凸部や通路の障害物（灰皿スタンド、ゴミ箱、自転車等）
手の届く範囲に限られる。高い所、低い所、奥行のあるところに手が届かない。	ドアの取手、スイッチ、コンセント、かぎ、電話、収納、カウンター等の位置と形状、台所設備
頭（上半身）の位置が低い。	手洗器・鏡、掲示板の位置
車いすからの乗り移りにスペースが必要である。また、移乗面の高さが高すぎたり、低すぎたりすると困難である。	駐車場・トイレ内のスペース、ベッド、浴槽、便器等（手すり等が必要な場合もある。）
テーブルや机の形状によっては、車いすの接近が困難である。	テーブル、机の形状、高さ、ロビー、食堂

(2) 歩行困難者（松葉杖の使用者）

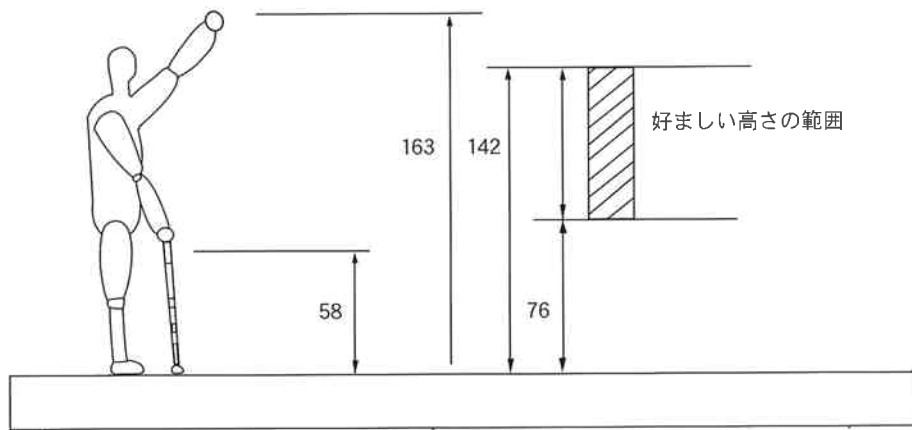
ア 杖について

歩行補助杖については、一般的に下記のものを使用されている。

- (ア) 松葉杖（固定式、調節式）
- (イ) T字杖
- (ウ) 四点歩行補助杖（三点もある）
- (エ) アンダー アーム クラッチ
- (オ) ロフストランド クラッチ



イ 動作について



(ア) 立姿勢では上図による床上76cmより142cmまでである。また、床上より58cm以下の動作は無理と思われる。

(イ) 右きき、左ききと各々異なる人々がいるので設計に当り特に注意をする。

設計の考え方

基本的な不自由	設計の考え方
段差や斜面での移動が困難である。	出入口や室内の段差、急勾配の斜面、階段の勾配、手すりの位置と形状
足や杖等の移動時に体重の支持が困難になる。	床面の仕上げ、階段、エレベーターのかごと床のすき間、路面の凹凸、階段や段差や斜面のへりには滑り止め
狭い場所での動きが困難である。	出入口・通路・階段及び踊り場の幅、トイレ・洗面所内のスペース
立ったり座ったりする動作は困難である。特に低いところは手が届きにくい。	スイッチ・コンセントの位置と形状、和式便器、手すりの位置と形状

(3) 上肢不自由者

設計の考え方

基本的な不自由	設計の考え方
手を洗う作業が困難である。	ドアの取手、じゃ口、トイレバルブ
手指の細かい動作が困難である。 強い力の必要な動作が困難である。	各種操作のボタン、スイッチ 電話（プッシュホン）、ポット等（器具、用具の形態と操作の簡易性）
手の届く範囲が限られていることが多い。 高い所、低い所、奥行のある所に手が届かない。	車いす使用者と同様。

※ (1)、(2)、(3)単独の障がい者だけでなく、(1)、(2)、(3)を合併している人も多い。

2 視覚障がい者

(1) 標示について

音・手ざわり・足ざわりによる標示を行う。

(2) 施設についての対策

ア 音については盲導鈴・音声標示等

イ 手ざわりについては点字・触図等

ウ 足ざわりについては視覚障害者誘導用ブロック等

エ 盲人杖利用者については緑石等で立上り壁を設けることが望ましい。

オ 弱視者に対しては、照明・標示の見やすさを考慮することが望ましい。特に階段等は色別けなどして確認できるよう配慮する。

(3) その他

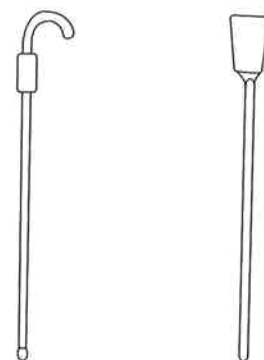
ア 誘導鈴

取付位置は出入口中央上部の位置が望ましい。

イ 盲人杖（白杖とも言われる。）

視覚障がい者個人に適した白杖が選択されている。

（直杖、居りたたみ式など）



設計の考え方

基本的な不自由	設計の考え方
歩行には歩行幅、歩行距離、足裏の感触、音、光の方向等に頼るしかない。	通路の経路、通路両端の段差に対する配慮 通路に置かれている障害物の除去。
日常的な伝達方法として、音若しくは、触覚等に頼るしか方法がない。	音声等による指示。インフォメーション迄のアプローチを安全確実にする。インフォメーションまで来たら、初回は案内役がガイドする。又は点字案内板を設ける。
形、位置、状態を確認することが困難である。	アナウンスの設備、出入口の位置・開閉方法、トイレのタイプ等器具、用具が特殊な形態であると、用途、使い方がわかりにくい。
一般的な標示状態では読みにくい。	掲示板、各種標示等の認知方法の取扱い。 弱視者に対する標示板等を考慮する。 (点字、触知図による。)

3 聴覚障がい者

(1) 標示について

音による伝達（アナウンス等）は聞こえないので、文字・色・光等による標示を考慮する。

(2) 施設についての対策

1) 緊急避難の設備を考慮する。

設計の考え方

基本的な不自由	設計の考え方
音が聞こえないため、確認に視覚、におい、触覚・動作等に頼るしかない。特にお互いの意志の伝達に困難がある。	標識類の位置、大きさ、色彩
警報器、信号音、ブザー等を利用できない。	アナウンスの設備、避難警報ベル等へのシグナルの付加。

4 高齢者・病弱者等

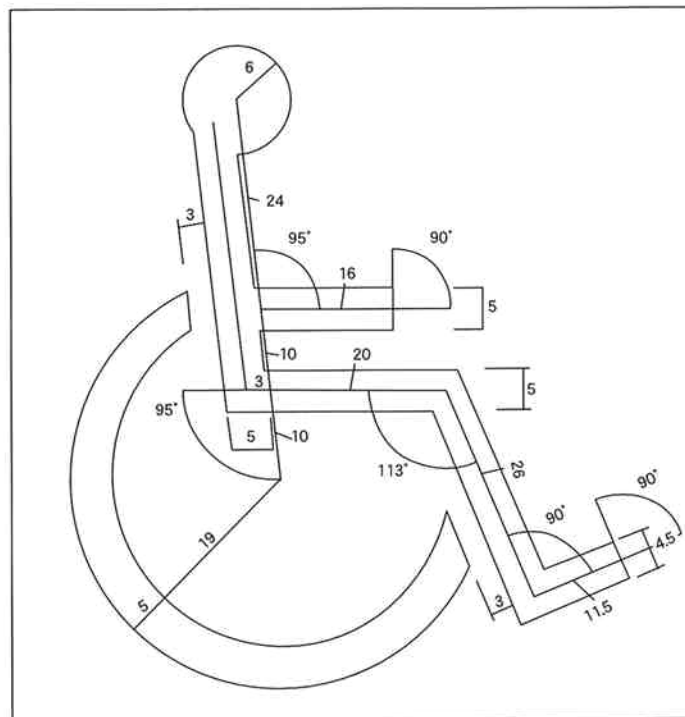
設計の考え方

高齢や病気等のため柔軟性、運動調節、感覚機能等身体的能力が著しく減退されている人達で多種、多様の障がいを持っていることが特徴である。
したがって、これまで述べた考え方をこの人たちにも考慮する必要がある。

そこで、施設設計に当たっては、これ等を十分に配慮し、社会参加が可能になる方法等を考慮しつつ、「身体障がい者のみならず、すべての市民が等しく利用できる。」ことが重要である。

国際シンボルマークの形状

国際シンボルマークの形状は下図の通りである。





障がい者のための国際シンボルマーク

国際シンボルマークは、障がい者のリハビリテーション事業を実施する世界60数か国以上の各国団体、および国際団体から構成される国際障害者リハビリテーション協会（Rehabilitation international）が、1969年9月、同協会の評議員会で、障がい者が容易に利用できる建物・施設を明確に示すシンボルマークとして採択決定したものです。

なお、各国においてこのマークの普及使用にあたって、マークの作成、法的保護および使用制限などに関しては、各国の責任にまかされますが、シンボルマークが適切に広く利用されるとともに、普及されることによって、障がい者が直面している建築上およびその他の障がいを一般地域住民に対し理解を高めるため、製作や使用方法について一定の条件を示しています。

—国際シンボルマークを掲示するための最低条件—

玄関…地面と同じ高さにするか、階段の代わりにまたは階段のほかに、スロープ（傾斜路）を設置する。

出入口…80cm以上開くものとする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。

スロープ…傾斜は1/12(こう配4.5°強)以下とする。室内外を問わず、階段のかわりにまたは階段のほかに、スロープを設置する。

通路・廊下…130cm以上の幅とする。

トイレ…利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりが付いたものとする。

エレベーター…入口幅は80cm以上とする。

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱適合マーク



沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱適合マーク

Designated Symbol of the Okinawa City Residents' City
Development and Environmental Adjustments Outline

沖縄市居民市区发展・环境建设要纲指定符号

適合マーク

高齢者や身障者などの移動面でハンディを持つ皆さんをはじめ、すべての市民が利用しやすい都市環境づくりが、次第に広がることで、まち全体がいきいきと活気づく。

適合マークが街角に満ちあふれる時、明るい共生社会が実現する。そんな『人が自由闊達に歩く明朗な姿』をイメージし、適合マークのデザインは躍動感あふれるラインで表現した。


さらに、曲線を主体に仕上げることで、温かさと柔らかさを全面に打ち出した。また、マークの上部では『車いすの車輪が路面をスイスイ進む様子』を描いてみた。

同時に、環境整備を支えるのはソフト面でのサービスや人々のやさしい心づかいに他ならない。そのことを、適合マークでは、『人』という文字が『路面を移動する車輪』のデザインを担う、というレイアウトで表現してみた。

加えて、本市は国際文化観光都市であり、表示には英語と中国語をも並列した。全体に、市民に親しまれるようシンプルなデザインに統一した。

手話サイン

あ	い	う	え	お
か	き	く	け	こ
さ	し	す	せ	そ
た	ち	つ	て	と
な	に	ぬ	ね	の
は	ひ	ふ	へ	ほ
ま	み	む	め	も
や		ゆ		よ
ら	り	る	れ	ろ
わ	を	ん		

濁音 (例 ぎ)	半濁音 (例 ぼ)	促音 (例 きっ)	長音
			
横に移動させる	上に移動させる	後へ引く	人差指で「し」と空書きをする

点字サイン (凸型標示)

(五十音)

ア	イ	ウ	エ	オ
カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ
タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ
ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ
ヤ		ユ		ヨ
ラ	リ	ル	レ	ロ
ワ		ヲ		ン

(濁音)

ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド
バ	ビ	ブ	ベ	ボ
パ	ピ	プ	ペ	ポ

(記号)

長音	促音	キャ	キュ	キョ
句点		シャ	シュ	ショ
疑問符	「」	チャ	チュ	チョ
感嘆符	カギ	ニャ	ニユ	ニョ
	()	ヒャ	ヒュ	ヒョ
	カッコ	ギャ	ギユ	ギョ
		ジャ	ジュ	ジョ
		ビャ	ビョ	ビョ
		ミャ	ミュ	ミョ
		リャ	リュ	リョ
		ビャ	ビユ	ビョ

(アルファベット)

外字符	A	B	C	D	E	F	G	H	
I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
S	T	U	V	W	X	Y	Z	外国語引用符	

(数字)

数符	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---